

別紙 1-1-39 各条における申請対象設備

(第51条：通信連絡を行うための設備)

目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するもの検証
5. 設計中の設備の検証

添付1：申請対象設備リスト（第51条：通信連絡を行うための設備）

1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付1に、紐付けした別紙2を別紙1-1-40に示す。

3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

第51条 通信連絡を行うための設備において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

第51条 通信連絡を行うための設備において、「機器単体で機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

抽出した設備に抜け等がないことを確認するため、再処理規則等、技術基準規則および事業許可規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

5. 設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計

完了後に作業を行うこととする。

なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料 別紙「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付 1

申請対象設備リスト

(第51条：通信連絡を行うための設備)

申請対象設備リスト（各条における申請対象設備）
(2/2)

番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)		機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SAI区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	その他再処理設備の附属 施設	設計基準対象の施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	放射線管理用計算機	放射線管理用計算機															
	その他再処理設備の附属 施設	設計基準対象の施設	—	通信連絡設備	所内データ伝送設備	—	放射線管理用計算機	放射線管理用計算機	計装/放管設備	51条-17	—	AG	1	②~4	新設	非安重	常設SA	C/—	主：通信連絡設備 従：通信連絡に必要な設備	—	—
	その他再処理設備の附属 施設	設計基準対象の施設	—	通信連絡設備	所内データ伝送設備	—	環境中継サーバ	環境中継サーバ	計装/放管設備	51条-17	—	AZ	1	②~4	新設	非安重	常設SA	C/—	主：通信連絡設備 従：通信連絡に必要な設備	MOX (再処理主)	—